

移住等に関する要件

転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、  
●東京23区に在住している。  
または  
●東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内に通勤している。

YES

転入する前日までに連続して1年以上、  
●東京23区に在住している。  
または  
●東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内に通勤している。

NO

NO

【支給対象外】

就業に関する要件

(一般)  
●福島県が移住支援金の対象として、『感動!ふくしま』プロジェクトに掲載した求人<sup>1</sup>に新規就業する。  
または  
●他都道府県が移住支援金の対象として就業マッチングサイトに掲載した「移住支援金対象求人」に新規就業する。  
(専門人材)  
●専門人材事業（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業）を活用して新規就業する。

YES

テレワークに関する要件

●所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、テレワークにより移住元での業務を引き続き行う。

YES

関係人口に関する要件

●県、市、又は市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加したもの。  
または  
●関係人口に関する会員制の団体等で、市長が認めるものに登録しているもの。  
または  
●市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加しているもの。  
または  
●多拠点で生活しており、相馬市を拠点の一つとし

YES

●県内企業等に就業し、5年以上継続して勤務する意思を有していること。かつ、新規の雇用であること。  
または  
●県内で新規に起業したものであること。  
または  
●県内で就農していること。

YES

起業に関する要件

●福島県が実施する起業支援金の交付決定を受けていること。

YES

●相馬市に5年以上継続して移住する意思がある。

NO

【支給対象外】

NO

【支給対象外】

【移住支援金を受給できる可能性があります】  
企画政策課にご相談ください。